

議 案 第 40 号

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器に関する基準の規定を整備するため。

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第31条の2第1号中「及び規則で定めるもの」を削る。

第31条の3第2項第1号中「規則で定めるもの」を「定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号の2に掲げるものをいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第4項の表第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分の項中「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）」を「住宅用防災警報器等規格省令」に改め、同表第1項第6号に掲げる住宅の部分の項中「規則で定めるもの」を「定温式住宅用防災警報器」に改め、同条第5項中「又は規則で定める技術上の規格」を削り、同条第6項第5号中「及び規則で定めるもの」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅（松戸市火災予防条例第31条の2に規定する住宅をいう。以下同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における定温式住宅用防災警報器（改正後の第31条の3第2項第1号に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。）のうち、同条第5項の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。